押印等見直し方針

令和３年４月策定
令和６年９月改訂

行政手続の市民負担の軽減及び今後進めていく行政手続のデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るため、「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和２年 12 月 18 日付け内閣府発出)」（以下「マニュアル」という。）に基づき、押印等の見直しを実施する。

１．押印の見直し

（１）見直し対象

①認印　②登記印・登録印　③登記印・登録印＋印鑑証明

（２）用語の定義

種　類	定　義
認　印	印鑑登録を要しない印鑑(種類を問わない)。**三文判や角印**
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。**実印** ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。**銀行印** ③その他特定の手続※で使用するものとして登録した印鑑。
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。**代表者印**

※入札制度における参加資格審査の要件として、入札、見積書、契約書、請求書などにおいて使用する印鑑の登録を義務付けている場合など

（３）押印見直しの基準

（ｉ）見直しの考え方

（ii）廃止除外項目①から⑤までのいずれかに該当するものを除き、下表に基づき押印の見直しを実施する。

種　類	方向性	考え方
認　印	原則、廃止	本人確認としての効果が大きくなく、押印を求める趣旨の合理性が乏しいため原則、廃止。
登記印 ・登録印	廃止の可否を検討	・登記印、登録印を求める趣旨に合理的な理由があるか確認し、理由がない場合は廃止を検討。 ・手続等の趣旨から厳格な確認が必要なものは、印鑑証明を求め照合を行うことを検討。
登記印・登録印＋印鑑証明	廃止の可否を検討	・登記印、登録印を求める趣旨に合理的な理由があるか確認し、理由がない場合は廃止を検討。 ・手続等の趣旨から厳格な確認が必要でないものは、印鑑証明の提出を求めないことを検討。
見積書・請求書・領収書への押印	原則、廃止	国の取組に準じて代替手段により本人確認等ができる場合は、原則として押印を廃止とする。

（ii）廃止除外項目

①地方自治法第 234 条第 5 項により記名押印が義務付けられている契約書（ただし、公印に代わり電子署名を付与した電磁的記録で作成した契約書を除く）
・契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
・契約書に基づく委任状。
・金額等の要件により契約書の作成が省略可能できる場合であっても、その契約に基づき作成される請書等を含む。
②入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・契約の締結等に係るもの
③上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
・国や県に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
・国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
④第三者へ提出し手続を行う上で、押印が求められているもの
⑤個人、法人等から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの
・届出や報告等、支出を伴わない申請書等がある場合は、①～④に該当しなければ押印義務付けを廃止する。

【マニュアルに基づく判断フロー】

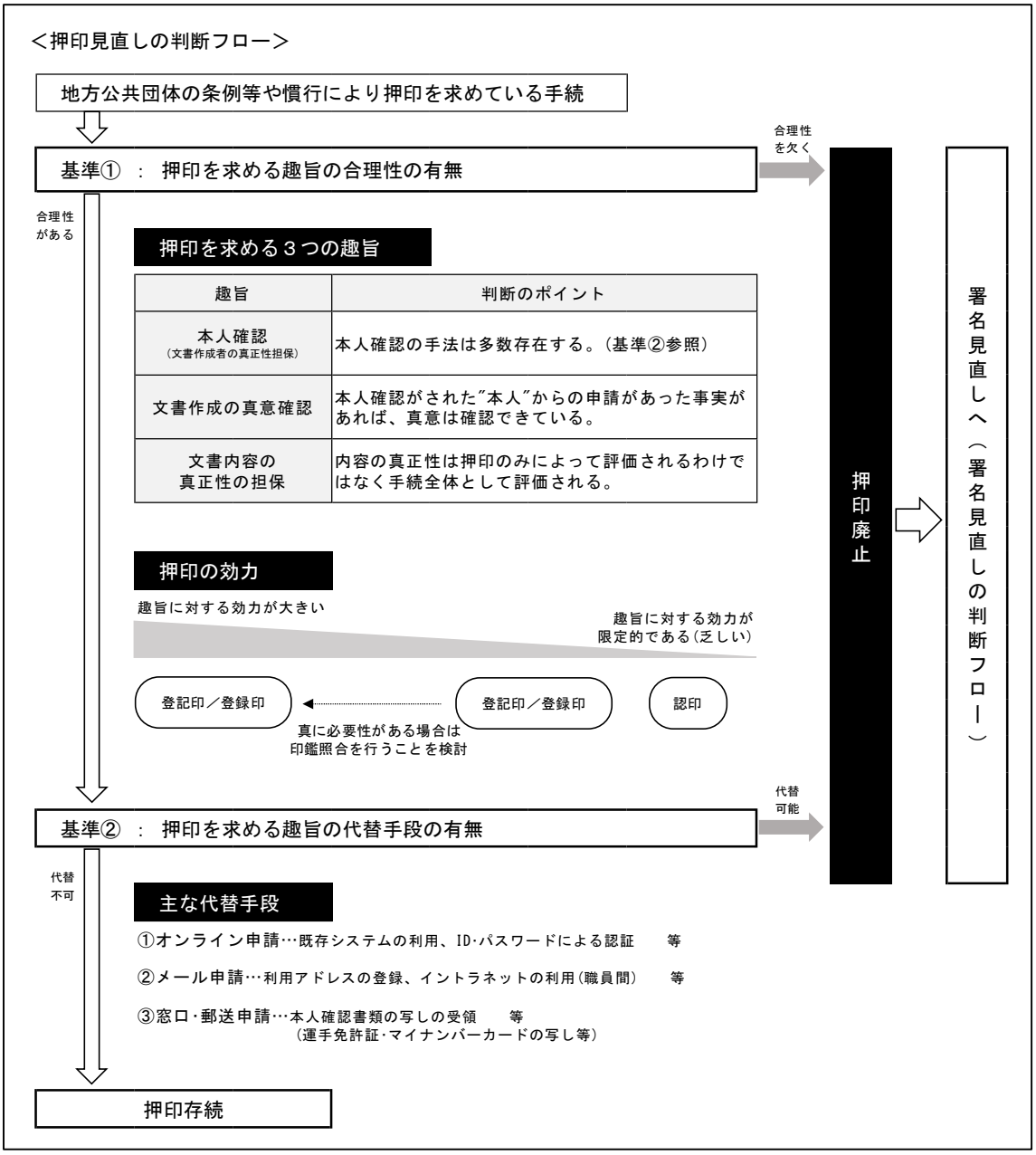

２．署名の見直し

（１）見直し対象

押印の見直し検討において廃止予定としたもので、根拠規定に「署名及び押印」、「署名又は記名押印」と記載のあるもの。

（２）用語の定義

種　類	定　義
署　名	自己の氏名を手書き（自署）すること
記　名	自己の氏名を手書き（自署）するのでなく、代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと

（３）署名の見直しの基準

（ｉ）廃止の可否の検討項目

（ii）廃止除外項目①から⑤までのいずれかに該当するものを除き、見直しを実施する。

（ii）廃止除外項目

①国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの
- 署名又は記名押印の選択制としているものを含む。

②本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
- 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
- その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

③診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

④署名及び押印を求めるもので、署名に実質的な意味のあるもの
→押印を廃止し、署名のみを継続する。

⑤署名又は記名押印を求めるもので、所管課において署名又は記名押印を継続することが必要と認めるもの。
→署名又は記名押印以外の本人確認等の代替手段がある場合は、原則として「署名又は記名押印」の両方を廃止する。ただし、所管課において存続させることが必要と認めるものは「署名又は記名押印」の両方を継続※する。
※記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭めることになるため。

＜参考：国での検討の結果、署名を求める手続とその理由＞

・住民異動届（住民基本台帳法（転入、転出、転居、世帯変更等））

存続理由　・個人の重要な権利義務に係る多数の行政行為の基礎となる手続であるため。虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害が生じ得る。これまでの申請の殆どで「署名」が行われており、負担増は限定的。

・直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状）

存続理由　・直接請求は参政権の一つで、適正実施の強い要請がある。適正な直接請求活動のためには、住民が署名時に委任状の真正性を判断する手がかりを残しておく必要があることから、請求代表者全員の押印を求めていた。（氏名については、記名でも可。）従来、多数の者の押印を求めていたものを全員ではなく、1人以上の署名にすることで、真正性を確保しつつ、押印を廃止することにより負担軽減を図ることとしている。

【マニュアルに基づく判断フロー】
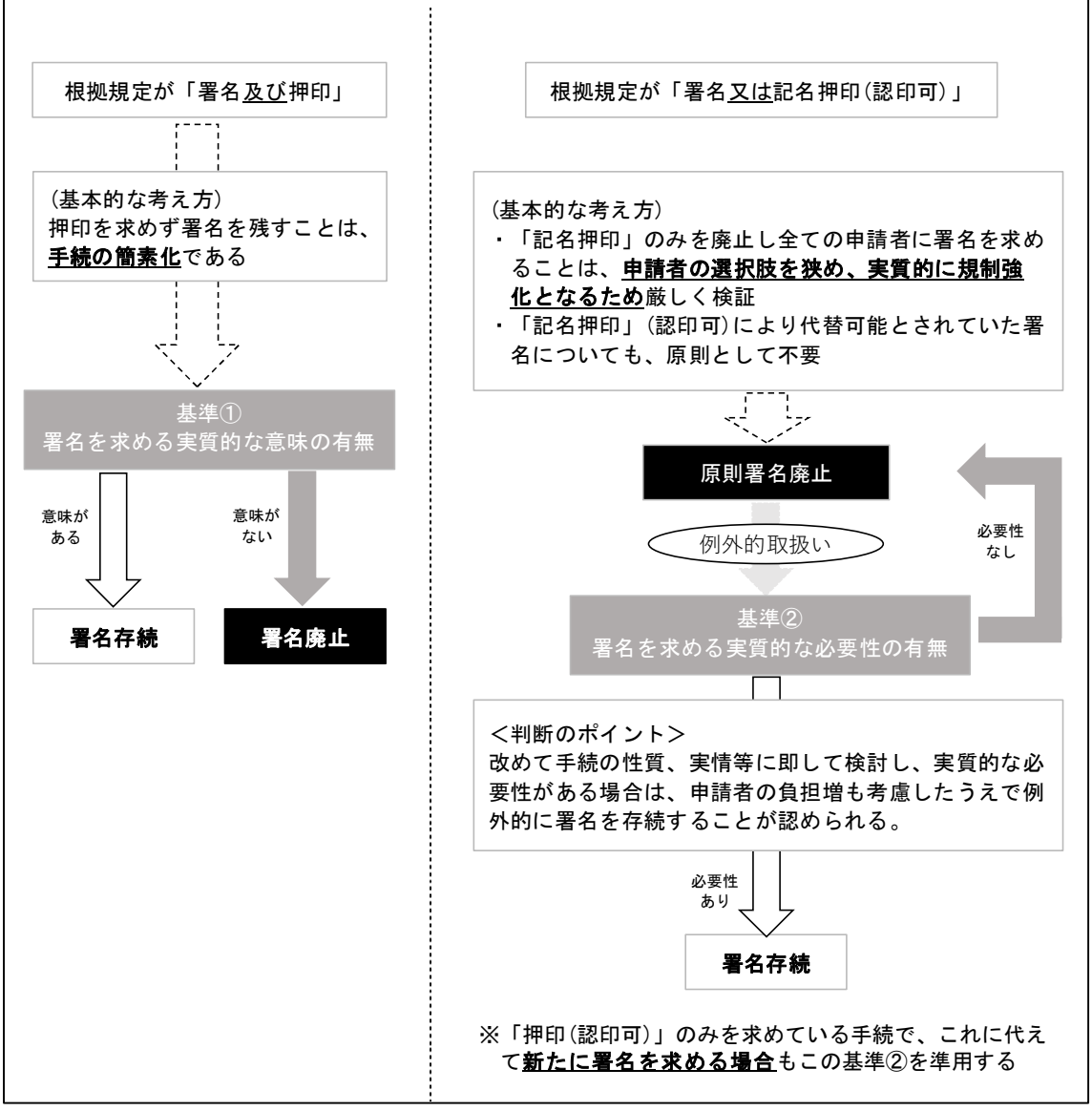
＜署名見直しの判断フロー＞